令和6年度前橋市竹木粉砕機利用費補助金交付要項

令和6年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所農村整備課(赤城森林事務所) 電話027-225-2141(直通) 電子メールアドレス nousonseibi@city.maebashi.gunma.jp

| この | 補助金の交付目的 | り、内容、交付手続等は、次のとおりです。 | | | | |
|------|----------|--|--|--|--|--|
| 交付目的 | | 市民共有の財産である豊かな里山・平地林を適切に整備・保全 | | | | |
| | | していくため、伐採(伐竹)及び剪定された枝や竹を粉砕する竹 | | | | |
| | | 木粉砕機のレンタルに要する経費の一部を予算の範囲内で助成す | | | | |
| | | るものです。 | | | | |
| 内 | 補助対象者 | この補助金は、次のいずれにも該当する方に対し交付します。 | | | | |
| 容 | | 1 里山・平地林を適切に整備・保全するため、伐採(伐竹)及 | | | | |
| | | び剪定された枝や竹を粉砕する竹木粉砕機をレンタルする者 | | | | |
| | | 2 前橋市に住所を有する者 | | | | |
| | | 3 市税に滞納のない者 | | | | |
| | | 4 次に掲げる事項の全てに該当すること | | | | |
| | | (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (| | | | |
| | | 平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をい | | | | |
| | | う。以下同じ。) でないこと。 | | | | |
| | | (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 以 | | | | |
| | | 下同じ。)でないこと。 | | | | |
| | | (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている 者 | | | | |
| | | でないこと。 | | | | |
| | | (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者 | | | | |
| | | でないこと。 | | | | |
| | | (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者 | | | | |
| | | に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用す | | | | |
| | | るなどしている者でないこと。 | | | | |
| | | (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与 するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し | | | | |
| | | | | | | |
| | | 、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当 | | | | |
| | | (7) 泰力団又は泰力団員でめることを知りなから、これらを介当 に利用している者でないこと。 | | | | |
| | | (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。 | | | | |
| | 交付の対象と | 1 交付対象事業 | | | | |
| | なる事業及び | 1 ストペペチス (1) 里山・平地林の整備、管理にあたって伐採(伐竹)及び剪定 | | | | |
| | 対象経費 | された枝や竹を粉砕するための事業。ただし、事業実施箇所は | | | | |
| | 八水温英 | 、前橋市内とする。 | | | | |
| | | (2) 過去に本市の竹木粉砕機利用費補助金の交付を受けていない | | | | |
| | | ۲ - الماري ا | | | | |
| | | 2 対象経費 | | | | |
| | | (1) 竹木粉砕機のレンタル料金 | | | | |
| | | (2) 管理料 | | | | |
| | | (3) セーフティー料 | | | | |
| | | (4) 回送費 | | | | |
| | | (5) 竹木粉砕機のレンタル事業者が認めた操作指導者人件費 | | | | |

| | 交付金額 | 補助率 対象経費の2/3 (千円未満の端数が生じた場 |
|---------------|---------|--|
| | | は、これを切り捨てとする。) |
| | | 補助上限額 120,000円 |
| | | ただし、1日あたりの補助上限額は、80,000円までと |
| | | 補助対象となる貸出期間は2日間までとする。 |
| | 交付条件 | 1 粉砕したチップを販売する場合は、補助金の交付対象とな |
| | | ません。 |
| | | 2 業務として貸出を行っている事業者からレンタルすること |
| | | します。 |
| | | |
| | | 3 竹木粉砕機の利用にあたっては、当該機械のレンタル事業 |
| | | が認めた操作指導者を1名以上配置することとします。 |
| | | 4 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査 |
| | | 応じることを求められた場合は、これに応じなければなりま ⁻ |
| | | λ_{\circ} |
| | | 5 交付決定後は、速やかに事業を開始してください。事業 |
| | | 始が認められない時は中止、又は廃止を命ずることがあり |
| | | す。 - 14日 大米 オン - 24 年 14日 - 2 年 2 年 14日 - 1 年 1 日 日 1 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 |
| | | 6 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則(平成10年前橋 |
| | | 規則第34号)、この交付要項及び交付決定通知に付された |
| | | 付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 |
| 交 | 交付申請の方 | 補助金の交付を受けようとする場合は、適用日以降の指定す |
| 付 | 法、時期等 | る日までに次の書類を提出してください。ただし、交付決定額 |
| 申 | | 予算額に達した時点で受付を終了します。 |
| 請 | | なお、押印は省略することが可能です。 |
| \mathcal{O} | | (1) 交付申請書兼誓約書 (様式第1号の1) |
| 手 | | 事業収支予算書(様式第1号の2) |
| 続 | | (2) 添付書類 |
| 等 | | で、「「「」」 |
| 寸 | | |
| | | イ事業実施場所の位置図 |
| | | ウ事業実施場所の写真 |
| | | エ 市税の完納証明書(発行日から3か月以内のもの) |
| | | オーその他参考となる書類 |
| | | 【注】収支予算書等に、市補助金の充当先と内容を明示して |
| | | さい。 |
| | | 【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、 |
| | | 必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。 |
| | 交付決定の時 | 交付申請書の審査及び必要に応じて実地調査を行い、提出日 |
| | 期等 | ら30日以内に補助金交付の可否、金額等を決定し、交付決定 |
| | 771 1 | 知書により通知します。 |
| | 対象事業等が | 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には |
| | 変更、中止又は | |
| | | 式1号の2)を提出し、承認の決定を受けなければなりません。 |
| | 廃止となった | |
| | 場合の手続 | (1) 補助額の変更をしようとする場合 |
| | | (2) 補助対象事業費の増額変更又は30%を超える減額変更 |
| | | しようとする場合 |
| | | (3) 補助事業の内容の変更(補助事業の目的及び効果に影響 |
| | 1 | ない軽微の変更を除く)をしようとする場合 |
| | | (4) 事業主体の変更をしようとする場合 |

(5) 補助事業を新設、中止、又は廃止しようとする場合 (6) 補助事業が令和7年3月31日までに完了する見込がない 変更等承認申請書を受理した日から30日以内に承認の可否 変更等承認決 を決定し、変更等承認通知書により通知します。 定の時期等 実績報告書の 1 事業が完了した日から30日以内又は令和7年3月31日の いずれか早い日までに、次の書類により報告してください。 提出 (1) 実績報告書(様式第5号の1) 事業収支決算書(様式第5号の2) (2) 添付書類 ア 補助対象経費の契約額を証明する書類の写し (請求書等) イ 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し(領収書等) ウ 実施後の状況が確認できる写真 エ その他参考となる書類 2 実績報告書の審査及び必要に応じて実地検査を行い、交付条 件に適合していると認めたときは、補助金額確定通知書により 、補助金額の確定を通知します。 【注】収支決算書等に、市補助金の充当先と内容を明示して下 さい。 請求の方法、支 1 補助金額確定通知書の受理後、補助金交付請求書により請求 払時期等 してください。 2 請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払い 交付決定の取 1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され り消し又は補 ます。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付 助金の返還 を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条 件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。 上記の規定は、補助金の額の確定をした後においても適用さ れます。 3 次の場合は、指定された期限までに補助金を返還しなけれ ばなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消さ れた場合、その取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費 の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その 超える部分の金額

| 申請書等の様 | 1 | 交付申請書兼誓約書(様式第1号の1) |
|--------|---|--------------------|
| 式 | 2 | 事業収支予算書(様式第1号の2) |
| | 3 | 交付決定通知書(様式第2号) |
| | 4 | 変更等承認申請書(様式第3号) |
| | 5 | 変更等承認通知書 (様式第4号) |
| | 6 | 実績報告書(様式第5号の1) |
| | 7 | 事業収支決算書(様式第5号の2) |
| | 8 | 補助金額確定通知書(様式第6号) |
| | 9 | 補助金交付請求書(様式第7号) |